

# 栗東市財政再構築プログラム

20, 10, 14

## 1. はじめに

本市は、厳しい社会経済状況に対応した自治体運営の継続的な発展を図るため、平成8年度から12年間にわたり行政改革大綱を策定し改革に取り組んできました。この取り組みは一過性のものでなく継続的に取り組むべきものであり、各計画期間を3年間とし期間ごとに進捗状況、成果など実績を検証しながら推進し、新たに平成20年度より第5次の改革に着手しました。

また、平成16年度から「収入を前提とした歳出規模への転換」を基本とした財政構造改革プログラムを策定し、財政構造の健全化に努めてきました。

しかし、国による「三位一体の改革」による国庫補助負担金の縮減・廃止等の削減が実施され、さらに、県における「新たな構造改革プログラム」の実施などにより非常に厳しい財政運営を強いられています。

また、本市のみならず県南部の広域的発展を目指して推進してきました新幹線新駅設置事業が県の政策転換により平成19年10月末をもって中止となり、本市のまちづくり自体を根本から見直さなければならない事態となり、この新駅中止による負の影響は、本市の行財政運営に大きな負担となっています。

さらに、平成19年度決算から指標の公表が義務付けされた「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」への対応等も必要になるなど、市の財政状況は危機的状況にあります。

こうした事態を打開するためには、市職員が一丸となって意識改革に努め行財政全般にわたり、総点検を行い、事業の成果や優先度を吟味し、事業の選択と集中により、さらなる行政の簡素化、効率化を推進し、特に財政面では、歳出の抑制と税収の確保はもとより、税外収入等の増収を図るなど、財政の健全化に向け一層の推進をしていかなければなりません。

しかし、抜本的な財政健全化のためには、これまでにないゼロベースからの事務事業の再点検を実施し、すべての施策を根本的に見直し、市民生活に影響する施策にも踏み込んでいかなければ栗東の将来の持続的発展へはつながりません。

このため、市民の皆さんへ情報を開示し、説明責任を果たしながら、財政の再構築を目指し徹底した取り組みを断行していきます。

## 2. 本市を取り巻く現状

### (1) 地方分権のさらなる進展

平成19年4月に「地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）」が施行される等、今後さらに、国及び地方公共団体は分担すべき役割を明確にし、地方公共団体は自主性及び自立性を高める必要があります。

このことは、地方公共団体が、自らの判断と責任において行政を運営する自覚をより強く持たなければならなくなったことを示しております。また、住民に身近な行政サー

ビスはできる限り地方公共団体に委ねることを基本とした権限移譲の推進及び税源配分等の財政上の措置のあり方の検討が引き続き進められています。

## (2)行政改革の推進

平成18年6月に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号。以下「行革推進法」という。）」が施行されるとともに、平成18年7月に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」以下「公共サービス改革法」という。）が施行される等、地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための新たな手法が制度化されました。また、行政改革推進法及び公共サービス改革法を踏まえ、平成18年8月に国から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（地方行革新指針）」が示されました。この指針は、新地方行革指針の追補版に位置づけられるもので、総人件費改革、公共サービス改革、地方公会計改革の3分野を対象に一層の行政改革の努力を促す内容となっております。

## (3)財政状況

本市の財政状況は、国のいわゆる三位一体改革や県の財政構造改革に伴う補助金や交付金の削減、さらに市町村たばこ税都道府県交付金制度の対応などの影響だけでなく、増高傾向にある義務的経費など急激な年少人口増による福祉・教育費の増加に加え、介護保険等の特別会計への繰出金対応等、さらに、新幹線新駅事業中止に伴う「負の影響」への対応や地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行への対応など市の財政は「危機的状況」にあります。

## 3. 改革の方向性

市財政の危機的状況を回避するためには、原点に立ち返り「入るを量り、出ずるを制する」財政健全化に重点を置いた行財政改革をさらに強力に進め、徹底した改革を断行しなければなりません。今後益々多様化・複雑化する市民ニーズに対応し、将来にわたる持続可能な行財政運営が行えるよう、行政も徹底した節減を行うことはもとより、市民生活にも影響するような改革も行わざるを得ないことから市民の格段の理解と協力を得られるよう努めることが必要です。

「栗東市財政再構築プログラム」では、財源不足への対応や、施策・事業の見直しを明らかにし、歳入の確保に努めるとともに、事務事業の選択と集中、アウトソーシングの推進等により、歳出面からも見直しに取り組んでいきます。

## 4. 財政再構築プログラム計画期間及び目標

計画期間 平成20年4月～平成23年3月までの3ヶ年とします。

目標削減額 平成22年度で約16億円削減＜一般財源ベース＞（現段階）

ただし、上記の削減目標額は、現段階での額であり、今後予想される地方財政健全化法に基づく「早期健全化団体」指定に基づいて策定する、「早期健全化計画」に対応する財

源見込み分は含まれていません。

## 5. 財政再構築にかかる見直しの基本方針

徹底的な経費の削減や事務事業の効率化に努めるとともに、中長期的な視点に立ち事業の選択と集中を行います。また、「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に市が専管的に実施しなければならない事務事業を除き、現在市が行っている事務事業を抜本的に見直し、民間委託や指定管理者制度の導入、民営化等を計画的に推進するものとしします。

### 適正な行政サービスの提供

財政の健全化の過程を通じて、行政サービスの見直し（真に必要な人に必要なサービス）を行い、行政の過大な膨張化を防止する。

### 財政に裏付けられた政策形成

政策形成の方法を見直す。（将来の財源と施策事業毎のコストを見込んだ実効性のある総合計画を策定する。変化には柔軟に対応する。）

### 自治体への市民の信頼の向上

社会の安定に不可欠な安全施策をしっかりと提供し、市民の安心感との満足度を高め、有能で熱意のある職員を確保する。

### 市民自治のあり方の見直し

市民の自主活動や協働まちづくりにより、公的サービス・事業の適正な配分を行う。（行政と市民の役割分担の明確化を図る。）

## 6. 見直しの方策

### （基 本）

国県の制度を補完する市単独施策として維持すべきセーフティーネットを堅持  
協働事業等の市民力の向上を促進する事業を堅持  
継続事業の平準化と新規事業の抑制  
積極的な財源の確保

### （視 点）

- ・ 他市比較
- ・ 市民生活への影響度、市民感覚
- ・ 受益者の範囲
- ・ コストと受益者負担
- ・ 経年による目的達成度
- ・ 法規制、実現性 等

## (1) 年度別不足額 (百万円)

| 年度  | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 合 計    |
|-----|----------|----------|----------|--------|
| 歳入額 | 20,831   | 20,810   | 21,512   | 63,153 |
| 歳出額 | 21,893   | 22,972   | 23,117   | 67,982 |
| 不足額 | 1,062    | 2,162    | 1,605    | 4,829  |

H 2 0 は当初予算、H 2 1・H 2 2 は、3 カ年実施計画による。

H 2 0 の財源不足額は、事業の見直し、基金の繰入、臨時財政対策債の発行などで対応しました。

上記の財源不足を解消するために...

## (2) 歳入の確保 (百万円)

| 項 目                               | H20 | H21   | H22 | 計     |
|-----------------------------------|-----|-------|-----|-------|
| 国庫補助金等収入の確保                       |     |       | 58  | 58    |
| 市税等の徴収率の向上                        |     | 25    | 30  | 55    |
| 民間広告料の確保                          | 1   | 1     | 1   | 3     |
| 未利用財産の有効活用・売却促進<br>(施設の統廃合と売却)    | 45  | 57    | 152 | 254   |
| 受益者負担の適正化(分担金負担金<br>や、使用料手数料の値上げ) | 1   | 132   | 312 | 445   |
| 基金の取り崩し                           | 354 |       |     | 354   |
| その他                               | 499 | 1,249 | 200 | 1,948 |
| 計                                 | 900 | 1,464 | 753 | 3,117 |

## (3) 歳出の見直し (百万円)

| 項 目                           | H20 | H21 | H22 | 計     |
|-------------------------------|-----|-----|-----|-------|
| 事務事業の抜本的な見直し<br>(再編・整理、廃止・統合) | 68  | 380 | 399 | 847   |
| 事務的経費の削減                      | 26  | 40  | 40  | 106   |
| 施設の見直し(民営化、民間委託、統廃合)          |     | 91  | 135 | 226   |
| 民間委託等の推進                      |     | 5   | 5   | 10    |
| 人件費の削減                        | 65  | 166 | 256 | 487   |
| 外郭団体のあり方の見直し(補助<br>金・負担金の適正化) | 3   | 16  | 17  | 36    |
| 計                             | 162 | 698 | 852 | 1,712 |

## 7. 財政健全化法にかかる将来負担の低減方策

平成20年度決算における、地方財政健全化法による将来負担比率が350%を超えた場合は、「早期健全化団体」として、負債の早期解消に努めなければなりません。

現段階では詳細な算定方法が示されていませんが、土地開発公社用地を多く保有していることもあり、高率になることが予想されます。

その場合、7年で100億円の低減を目指すとは仮定した場合、既発債の元金償還と起債発行額との差を年間15億円の黒字に保つ必要があるため、平成21年度以降の普通建設事業にかかる普通会計の起債の発行上限を、当面の間、約11億円から18億円程度に押さえる必要がありますが、臨時的かつ対応の必要な普通建設事業が発生することも予想されるため、それに対応するための一般財源の確保策を併せて講じる必要があります。

## 8. 目指すべき将来像（ビジョン）

- (1) 社会的に必要不可欠なセーフティーネットと安心安全な生活が保障され、信頼感のある自治体
- (2) 市民参画、協働のまちづくりが進展し、公共的サービス・公共事業が最適に配分され自立性と公平性の高い市民社会
- (3) 市民力と職員力の向上したスリムなまちにおいて、財政健全化の達成後に生じてくる財源を有効に活用して、より貢献度・満足度の高い施策を再構築し風格都市栗東の実現

### 「具体的な将来像」

- ・ よりよい提言を生み出し、協働するまち
- ・ 安心・安全実感のまち
- ・ 住みよさ、働きよさを体感できるまち
- ・ 山・里・まちの環境文化を創造するまち
- ・ 街道の景観を育み、楽しむふれあい街道のまち

**7万人 健康都市 そして魅力を発現する風格都市栗東を目指します。**